

これで個人情報を守られるのか

12月議会に「亀山市個人情報保護条例」を廃止し、「亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」を制定する議案が提案されています。

昨年、個人情報保護法が国会で審議され可決、成立しましたが、当時の記事からNPO「情報公開クリアリングハウス」の三木由希子理事長のコメント(2021年4月25日付東京新聞)を紹介します。

現条例の「本人からの直接収集」がなくなる

『法案は、個人情報保護の規律が緩い国に合わせるものだ。住民と直接関わる自治体は個人情報の活用に抑制的で「本人からの直接収集」や、人種や思想などの「センシティブ情報の収集禁止」を原則としてきた。自分の情報をコントロールする権利を具体化したものだ。

なぜこうした原則を見直すのか、合理的な理由は示されていない。

個人データを活用 監視に転用される可能性

個人情報は利用目的があって提供され、取得されるもの。本来の目的を超えて2次、3次利用されることに否定的な人は一定数いる。住民サービスの向上に適切に使われればよいが、監視に使われたら人権に関わる。

デジタル時代に個人データを活用する必要性は否定しないが、監視に転用される可能性は消えない。

自治体では、本人以外から収集したり、目的外利用をしたりする際、決定権者の首長が諮問する審議会ですべて事前チェックも行われ、説明責任が果たされてきた。

改正後は個人情報保護委員会が一元的に監督するが、何か問題が起きた時の事後チェック中心にならざるを得ないのではないかと懸念する。

社会の懸念を払拭するための透明性や説明責任を

社会の懸念を払拭するための透明性や説明責任について、議論が抜け落ちている。条例が未制定だったり、十分な運用ができていなかったりする自治体や団体は確かにあるが、法律で一元化すれば解決する問題ではない。

災害時の要援護者の名簿提供は既存の条例で可能だった。コロナなどの非常時に必要な情報収集、活用的手段と、平常時とは切り分ける必要もある。データの利用目的や使われ方について、検証可能な仕組みを確保することも必要だ。』一問題点をしっかりと指摘しています。

こうきの議会報告

ご意見、ご感想は kouki.giin@gmail.com ツイッター、ブログも発信中

電話、FAX 0595-82-3646 市議会ホームページ「共産党 亀山」で検索を

亀山東小体育館の雨漏り

屋根の全面改修の予算がやっとなつた

こんなに多くの若い人が東町商店街に。驚きだった。亀山トリエンナーレに訪れた人たちだ。若いアーティストが作品を展示している。それを見に来ている。にぎわいづくりとは立派な建物を建てることではないと知った。

さて、12月議会の議案が提案されました。一般会計補正予算には、雨漏りがひどかった亀山東小体育館の屋根を全面改修するための設計等委託料330万円が計上されました。また全面改修工事のため、新年度に3千万円ほどの予算を計上予定とのことでした。

6月議会の一般質問で取り上げましたが、やっとなつた予算が計上されました(応急修繕はされました)。何年も前から雨漏りがして教育委員会からも全面改修のための予算要求がされていたのに、なぜこんなにかかるのか不思議でなりません。

亀山駅前広場のヤマトタケルの銅像台座の予算やコストコ進出時の道路改良工事にはすぐに予算がついたのに・・・。

優先すべき予算の考え方が間違っていると云々を言えません。

12月議会の日程

6日(火)	本会議(議案質疑)	12日(月)	産業建設委員会
7日(水)	本会議(一般質問)	13日(火)	教育民生委員会
8日(木)	本会議(一般質問)	14日(水)	総務委員会
9日(金)	一般質問予備日	20日(火)	本会議(閉会)

この1年間は副議長

11月の臨時議会で役員改選が行われ、副議長(任期は1年)に就任しました。たくさんの方から質問ができなくなるのでは?という声を頂きましたが質問はできます。12月議会も質疑、質問の準備をしています。

亀山市議会初の女性議長である森美和子議長(任期は2年)を支えています。

介護保険の改悪

要介護1, 2を保険給付から外す

厚生労働省は10月31日、介護保険制度改定に向け議論している社会保障審議会(厚労相の諮問機関)の部会で、見直しの論点を正式に提示しました。論点は利用料2割、3割負担の対象拡大や要介護1、2の訪問介護などの保険給付外し、ケアプラン有料化など7項目(右の表)で、利用者・家族や事業者団体の強い反対の声を押し切った内容に対し、委員からは「利用控えが生じる」「重度化を招く」などの反対意見が続出しました。

厚生労働省が示した介護改悪の論点

- ・介護保険サービスの利用料2~3割負担の対象拡大
- ・要介護1、2の訪問介護などの保険給付外し
- ・ケアプランの有料化
- ・老健施設などの相部屋(多床室)の有料化
- ・保険料の納付年齢の引き下げと利用年齢の引き上げ
- ・補足給付の資産要件に不動産を追加
- ・「高所得者」の保険料引き上げ

財務省や財界が繰り返し求めている負担増・給付減

論点には、財務省や財界が繰り返し求めている負担増・給付減の項目がずりりと並びました。これらは過去の制度改定の議論で反対の声が強く、提案と見送りが繰り返されてきた経緯があります。次期改定をめぐっても、厚労省が9月に“検討課題”として列挙した当初から反対や懸念の声が噴出していました。

家族介護の負担を増やし介護離職にもつながる

介護事業所や専門職員などをつくる介護関係8団体は10月21日に連名で、要介護1、2の訪問介護などを保険給付から外せば利用者の自立を阻害して重度化を招くとともに、家族介護の負担を増やし介護離職にもつながるとする改悪反対の要望書を厚労省に提出。10月31日には、ケアマネジャーの職能団体・日本介護支援専門員協会や生協、農協関連の団体など6団体が連名で、ケアプラン有料化に反対する要望書を出しました。

こんな大改悪は許せない

同日の部会では、「誰がどの程度の負担に耐えられるのか根拠が示されていない」(認知症の人と家族の会)、「負担増から利用控えが起こり状態悪化を招かないか懸念される」(民間介護事業推進委員会)といった批判や懸念が上がりました。こんな大改悪を許すわけにはいきません。

住民税非課税世帯等に10万円を給付

11月の臨時議会で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯当たり10万円ー全額国の予算)が可決されました。この給付は、『新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付する』(内閣府)というものです。

今年の12月31日までに提出、申請を

市のHPに従って制度の概要を説明します。

(1)支給額 対象世帯1世帯あたり10万円(1世帯1回限り)

(2)対象世帯 次の対象世帯1、または対象世帯2、のいずれかに該当する世帯

・対象世帯1:令和4年度住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)に国内に住民登録がある方で、令和4年6月1日時点で亀山市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税が非課税である世帯。ただし、令和4年6月1日時点で、令和4年度住民税が課税されている配偶者と離婚、またはその配偶者が行方不明となったことで非課税となった世帯は、支給の対象となる場合があります。

※世帯員に令和4年度の住民税の未申告者がいる場合は、非課税であることの誓約が必要です。

・対象世帯2:家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度分の住民税が課税されている者全員の1年間の給与収入見込額が、次の住民税非課税水準に相当する額以下の世帯。例えば「単身又は扶養親族がいない」世帯で年間給与収入が「93万円以下」(目安)

(3)受給権者 非課税世帯の世帯主(配偶者からの暴力[DV]を理由に避難している方を除く)

(4)手続・申請方法など

手続や申請は、あいあいの専用窓口でしかできません。

本庁や関支所では、手続や申請ができませんので、ご注意ください。

(5)問い合わせ 総合保健福祉センター「あいあい」内 フリーダイヤル電話:0800-200-1857(通話料無料)。担当部署:地域福祉課福祉総務グループ(電話:0595-84-3311)。